

滋賀県立琵琶湖博物館水族展示 水鳥水槽修繕業務 仕様書

1 業務名

滋賀県立琵琶湖博物館水族展示水鳥水槽修繕業務

2 業務場所

滋賀県立琵琶湖博物館(草津市下物町 1091 番地)

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

4 概要・目的

琵琶湖博物館水族展示室にある「水鳥水槽」は、琵琶湖および滋賀県の生物を紹介する最後の水槽として、琵琶湖の湖岸に生息するカイツブリ(県鳥)などの水鳥を飼育・展示している。

当該水槽は、琵琶湖湖岸の象徴でもあり、水鳥に不可欠な植物である「ヨシ」もあわせて展示をしているが、光量不足や高湿な環境により長期の生育が困難であった。また、施設の老朽化により天井を含む水槽全体の改修をしないと環境の改善をすることが難しい。

よって本業務では、琵琶湖の特徴やフィールドの魅力をさらにアピールするため、水鳥水槽の改修を行う。これにより動物のみならず、植物も含めた琵琶湖の生態系を伝える水槽へ更新する。

5 業務

<一般共通事項>

(1)業務基準

本業務は、別添契約書および本仕様書等を遵守し、完全に施工すること。なお図面および仕様書に記載されていない事項は、すべて下記図書(最新版)を参考とする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

公共建築工事標準仕様書

公共建築改修工事標準仕様書

設備工事標準図 電気設備工事編

設備工事標準図 機械設備工事編

建築工事監理指針

建築改修工事監理指針

電気設備工事監理指針

機械設備工事監理指針

(2)材料の規格

本業務で使用する部材は担当職員による事前確認を得ること。ただし、現場の状況によりこれによることができないときは、担当職員と協議の上承諾されたものを使用する。

(3)業務可能時間

部材の搬入や騒音を伴う撤去等、展示室に影響を及ぼす作業は、原則として、休館日もしくは閉館時間に実施する。ただし、施設管理者との協議により作業時間の変更は可能とする。また、施設運営上休館日であっても作業ができないことがある。

なお、当業務の期間内に、ワックス塗布など清掃作業や停電を伴う設備点検などが行われることがあるため、随時状況確認を行い、施設管理者や各業者と連絡を密にすること。

(4)業務の着手

- ・業務に着手する前に、担当職員と十分に打ち合わせおよび協議を行い、業務完了までの工程表を担当職員に提出するものとする。
- ・部材の搬入時期、方法等は、全て担当職員と協議し、これの承諾を受けてから行うものとする。
- ・施工に伴い既存設備機器の一時移設および復旧が発生する場合は、必要に応じて担当職員立ち合いのもと試運転を実施しなければならない。
- ・本業務に関連する他の作業や点検がある場合、当該受注者と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工につとめなければならない。

(5)据付配置

- ・対象となる水槽は別紙(1 水族展示室水鳥水槽位置図、2 水鳥の水槽照明更新図)を参照にする。
- ・据付配置は、図面ならびに現場を熟知の上、照明および架台の性質、耐震性等を考慮し、保守点検を安全に、かつ円滑に行うことができるよう配置するものとする。また、基礎、および建屋等に著しい変更を及ぼさないよう留意しなければならない。
- ・各資材の据付業務は、これの施工図書を担当職員に提出し、承諾を受け、手戻りがないよう、確実に施工しなければならない。
- ・据付レベル等については充分に測定の上調整し、周辺設備との納まりと周囲環境に配慮した据付を行うこと。

(6)試験運転、調査

製造工場での検査に合格していても、現地での試験運転結果で不合格の箇所があった場合は、担当職員の指示する期間内に改造および手直し等を完了しなければならない。

(7)業務写真

業務写真はカラーとし、施工前、材料、施工中、完成時の各内容が明確に判別できるものを提出すること。

(8)環境対策

騒音、振動、粉塵、臭気、汚水流出に注意し、来館者や執務職員への影響に配慮し、竣工まで万全の対策を講じること。また、展示室内で使用する備品・塗料等については生物への安全に配慮すること。

(9)産業廃棄物の処理

業務に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守し適切に処理すること。

(10) 安全対策

- ・車両の出入りについては、速度制限を厳守し危険防止に努めるとともに、必要に応じて交通整理員を配置すること。また、万全にすること。
- ・資材や機器、重機の搬入、搬出、荷卸しや荷揚げに際しては、担当職員と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障のないよう安全に十分に注意して行わなければならない。

(11) 危険物等の保管

危険物等については、現場に放置することなく、保管を厳重に行い、盗難を防止するとともに保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

(12) その他

- ・日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後引き渡しを行うこと。
- ・作業中、本業務の目的を満たすために必要な作業が生じた場合は、それを施工すること。

- ・契約締結後直ちに工程、施工方法等を担当職員と事前に打合せを行い、承諾を受けた後、施工に着手すること。
- ・作業に伴う物品類の移動は施設管理者の指示のもと受注者にて行うこと。
- ・本業務は、滋賀県暴力団排除条例ならびに「県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針」を遵守し契約を締結する。
- ・作業用水、作業用電力は構内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- ・安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。

<業務内容>

【対象となる水槽】

- ・琵琶湖博物館水族展示室「水鳥水槽」(別紙の場所)
- ・面積:約 24㎡ (ヨシ等植物を生育させる面積は、約 1.7㎡)
- 高さ:現天井約 2.4m(水槽底部から約4.2m・水深約 1.5m)

【施工内容】

- ・石膏ボード天井は、施工時にすべて更新または撤去・補修する。
- ・照明の更新は、飛翔する水鳥の安全を確保するよう、担当者と調整の上行う。
- ・左右壁の上半分(防水槽ではない部分)のコンクリート壁を塗装等により補修・更新する。
- ・ヨシの育成環境改善のための送風機を、生物の安全を考慮しメンテナンスしやすい位置に設置する。